

# 拡大する世界の原発開発と我が国の原子力協力

## — 日・UAE原子力協定、日・トルコ原子力協定 —

外交防衛委員会調査室 寺林 裕介

### はじめに

国際的なエネルギー需要の増大や地球温暖化問題に対応するため、2000年代を通じ、世界各国で原子力発電の拡大・新規導入が進められてきた。しかし、2011年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国のみならず国際社会においては、原子力の平和的利用をめぐり様々な議論が交わされた。

国際原子力機関（IAEA、1957年7月発足）によれば、2030年の世界の原子力発電所の設備容量は、2012年実績から16.6～93.5%増加するとの予測が示されており<sup>1</sup>、IAEAの天野事務局長は、2013年9月のIAEA総会演説において、今後20年間、世界の原子力発電の利用は伸び続けると発言している<sup>2</sup>。世界各国は経済成長の進度を維持するため、人口増加や拡大するエネルギー需要への対応、また、エネルギーの安定供給や地球温暖化対策などの理由から、特に東アジア、東欧、中東・南アジア等で原子力開発計画が進められている。

2012年12月に発足した第二次安倍内閣においては、「原発輸出については、福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えている」として、原子力の国際協力に意欲を示してきた<sup>3</sup>。安倍総理は、2014年1月に開催されたトルコとの首脳会談においても、トルコとの原子力協定締結について「最優先課題として取り組む」と表明している。

本稿では、まず二国間原子力協定の概要と日本の締結状況等について言及した上で、我が国の国際的な原子力協力への方針を確認し、次いで世界の原子力需要を概観するとともに、第185回国会（臨時会）に提出され衆議院で継続審査となっている日・UAE原子力協定及び日・トルコ原子力協定について署名に至った経緯とその主な内容を紹介する。

## 1. 二国間原子力協定と核不拡散

### （1）原子力協定とは

原子力協定は、原子力の平和的利用と核不拡散の推進の観点から、核物質、原子炉などの主要な原子力関連資機材やその技術を移転するに当たり、移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

原子力の平和的利用と核不拡散のための国際的な枠組みについては、IAEAによる平和的利用を担保するための保障措置（査察）の実施と、この保障措置の受諾を非核兵器国に義務付ける核兵器不拡散条約（NPT、1970年3月発効）によって構築されている。

しかし、1974年5月にインドが、カナダから輸入した研究炉で得た使用済燃料を再処理

して回収したプルトニウムを使用して核爆発実験を行うと、原子力関係の資機材等を供給する能力のある国の中で、資機材等の輸出が核爆発装置の製造に直結することの危険性を改めて想起させた。これを機に、原子力関連資機材等を各国が輸出する際の条件について調整する原子力供給国グループ（NSG）が1978年に設立され、ガイドラインを策定して輸出管理を行っている<sup>4</sup>。

ただし、NSGガイドラインはあくまで供給国が守るべき指針であり、法的拘束力のないいわゆる紳士協定との位置付けにとどまっている。そのため、我が国を含む主要国においては、NSGガイドラインを踏まえた二国間原子力協定を受領国との間で個別に締結することにより、直接に原子力関連資機材等を規制し、移転先における管理を徹底している。

具体的には、原子力関連資機材等の移転に際し、相手国との間で、①原子力関連資機材等の平和的利用、②IAEA包括的保障措置の適用、③原子力関連資機材等の防護措置（核テロ対策等）の実施、④原子力関連資機材等の管轄外（第三国）への移転の規制、等について確認することとしている。なお、二国間原子力協定は、上記の事項を含む規制など原子力協力を実現するための法的な枠組みを定めるものであり、特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではない。

## （２）原子力協定の主な内容

一般的に我が国が締結した二国間原子力協定には、以下の内容が含まれる。

まず原子力協定においては、原子力協力の範囲として、ウラン資源の探鉱・採掘や軽水炉の設計・建設・運転などの協力分野と核物質・関連資機材・技術の供給や情報の交換などの協力方法が定められる。

協定の下での原子力協力については、平和的利用の原則が明示され、協定に基づいて移転された核物質等にはIAEAの保障措置協定が適用される。そのために各国がIAEAとの包括的保障措置協定<sup>5</sup>を締結し、こうした国際保障措置の適用を受諾していることを協力の要件としている。

協定の実施に当たっては、原子力安全に対する国際的な関心の高まり等を踏まえ、日・ユーラトム原子力協定以降の協定においては、原子力安全関連条約（「原子力事故の早期通報に関する条約」「原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約」「原子力の安全に関する条約」及び「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の4条約）に適合するように行動することを求めている。また、協定に基づいて移転された核物質等について各国が防護の措置をとることが義務付けられ、「核物質の防護に関する条約」や「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」に従って適切な行動をとることとされる。

協定に基づいて移転された核物質等が何らの規制もないまま第三者に再移転されれば、それが軍事的利用に転用されて核兵器の開発などにつながり、結果的に平和的利用目的に限定した原子力協力の趣旨に反する結果となる。このため、一定の場合を除くほか、協定に基づいて移転された核物質等を受領国の管轄外（第三国）に再移転することを規制している。

この他に、一部の原子力協定においては、協定に基づいて移転された核物質の受領国における濃縮・再処理の制限や禁止、濃縮・再処理技術等の移転の規制が含まれることがある。

### (3) 日本の原子力協定締結状況

日本は、2014年1月現在、12件の原子力協定を締結しており<sup>6</sup>、署名済みの協定としてはアラブ首長国連邦（UAE）及びトルコの2件となっている。また、5か国（インド、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、サウジアラビア）との間で締結交渉が継続中である（図表1を参照）。

日本は各協定の下で、例えば、米国、オーストラリア、カナダ等からウランの輸入、米国、ユーラトム等との間で原子力関連資機材の移転、イギリス及びフランスにおける使用済燃料の再処理などの原子力協力を行っている。

図表1 日本の原子力協定締結状況

(2014年1月現在)

	原子力協定名（略称）	協定の状況（発効、署名、交渉中等）
発効済み	日加原子力協定	1960年7月発効、1980年9月改正
	日米原子力協定	1968年7月発効、（新協定）1988年7月発効
	日英原子力協定	1968年10月発効、（新協定）1998年10月発効
	日豪原子力協定	1972年7月発効、（新協定）1982年8月発効
	日仏原子力協定	1972年9月発効、1990年7月改正
	日中原子力協定	1986年7月発効
	日ユーラトム原子力協定	2006年12月発効
	日カザフスタン原子力協定	2011年5月発効
	日韓原子力協定	2012年1月発効
	日ベトナム原子力協定	2012年1月発効
	日ヨルダン原子力協定	2012年2月発効
	日露原子力協定	2012年5月発効
署名済み	日UAE原子力協定	2013年5月署名、2013年10月承認案件国会提出
	日トルコ原子力協定	2013年5月署名、2013年10月承認案件国会提出
交渉中等	日インド原子力協定	交渉中
	日・南ア原子力協定	交渉中
	日ブラジル原子力協定	交渉中
	日メキシコ原子力協定	交渉中
	日サウジアラビア原子力協定	交渉中

(出所) 著者作成

## 2. 我が国の国際的な原子力協力

### (1) 原子力カルネサンスとインフラの海外展開

国際的なエネルギー需要の増大や地球温暖化防止を背景として、2000年代には、原子力発電の拡大・導入を計画する国が増加した。いわゆる原子力カルネサンスと呼ばれる状況が

生じているとの見方が示され、これに伴って、高い技術を有する日本との原子力協力を希望する国も増えた。日本にとっても、原子力発電所の建設から人材育成までパッケージで受注を獲得すれば、大規模で継続的な利益を生むことが可能であるとして、停滞する経済成長に寄与することが期待された。

しかし、2009年12月にUAEにおける原発建設を韓国企業連合が受注し、また、2010年にはベトナムにおける原発建設計画のうち、第1サイトの原発2基の建設をロシア企業が受注するなど、国際的な原発受注競争に日本企業が敗北する事例が続いた。

こうした状況を受け、当時の日本政府（菅内閣）においては、2010年6月に「新成長戦略」を決定し、原子力発電事業も含むパッケージ型インフラの海外展開の推進を掲げた。官民一体となってベトナムにおける第2サイトの原発受注を目指し、同年10月、日本はベトナムとの間で原発2基の建設を請け負うことで合意した。

原子力の海外展開を拡充する方向性が示される中、日本政府は、原子力の平和的利用に当たり、①核不拡散（保障措置（Safeguards））、②原子力安全（Safety）、③核セキュリティ（Security）の「3S」の確保が大前提になるという立場を明確に示し、原子力協定締結の際にもこの方針をとることを強調した。

## （2）福島第一原発事故後の我が国の原子力協力<sup>7</sup>

2011年3月11日の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、我が国の国際的な原子力協力については、国内の原子力政策の方向性と併せて様々な議論が行われた。当時、第177回国会に提出されていたヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの4件の原子力協定はいずれも衆議院で継続審査となった。

同年8月、菅内閣においては原発の海外輸出を継続する方針の下、原子力の国際協力については「諸外国が我が国の原子力技術を活用したいと希望する場合には、我が国としては、相手国の意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有するものを提供していくべき」との考え方が示された。また、原子力協定については「外交交渉の積み重ねや培ってきた国家間の信頼を損なうことのないよう留意し、進めていく」こととされた<sup>8</sup>。

同年12月には、先の4件の原子力協定が国会で承認され、その際、野田内閣においては、原子力協定の締結方針について、①核不拡散の観点、②相手国の原子力政策、③相手国の日本への信頼と期待、④二国間関係、等を総合的に踏まえて個別に検討することとし、また、新たな国との間については、上記の方針に加え、事故原因の調査や我が国の原子力協力に関する考え方の取りまとめを踏まえると答弁した<sup>9</sup>。

2012年9月には、野田内閣において「革新的エネルギー・環境戦略」が決定され、「2030年代に原発稼働ゼロ」を目指すと同時に再処理政策を継続するとの方針が示された。これに対して米国からは、原子力の平和的利用と核不拡散に向けた日米協力の枠組みに影響を与えるとして懸念の声が聞かれた<sup>10</sup>。

## （3）第二次安倍政権における原子力協力

2012年12月に発足した第二次安倍内閣においては、前政権（民主党）の方針はゼロベ

ースで見直すこととされた。その一方で、安倍総理が「地球儀を俯瞰する外交」を標榜して世界各国を訪問しつつ、原発輸出のためのトップセールスを展開しているとの報道が目立った<sup>11</sup>。安倍総理は、2013年1月16日にベトナムを訪問し、首脳会談において前政権の下で進められていた原発輸出の継続を確認した<sup>12</sup>。

同年4月28日から5月4日までの中東訪問に際しては、UAEとトルコにおいてそれぞれ原子力協定に署名した（4.及び5.を参照）。また、中東地域においては、サウジアラビアとの間で、同年2月、原子力協力文書の作成交渉開始で合意し、同年12月、原子力協定の交渉開始に合意したことが発表された。

5月29日、インドのシン首相が来日した際には、首脳会談で原子力協定交渉の再開で合意し、両国政府は9月3日に交渉を再開させた。また、原子力の供給国として協力関係にあるフランスのオランド大統領との首脳会談（6月7日）においては、原子力分野の企業間協力の推進で一致した。

6月15日から20日までの東欧訪問に際しては、日本とポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーとの首脳会合（6月16日）で原子力エネルギー協力に言及する共同声明が発出された。

このような外交が展開される中、安倍内閣においては、原子力の国際協力について「福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有することにより、世界の原子力安全の向上に貢献していくことが我が国の責務であると考えており、いわゆる原子力発電所の輸出については、相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する技術の提供を今後とも進めていく考えである」との考えが示されている<sup>13</sup>。

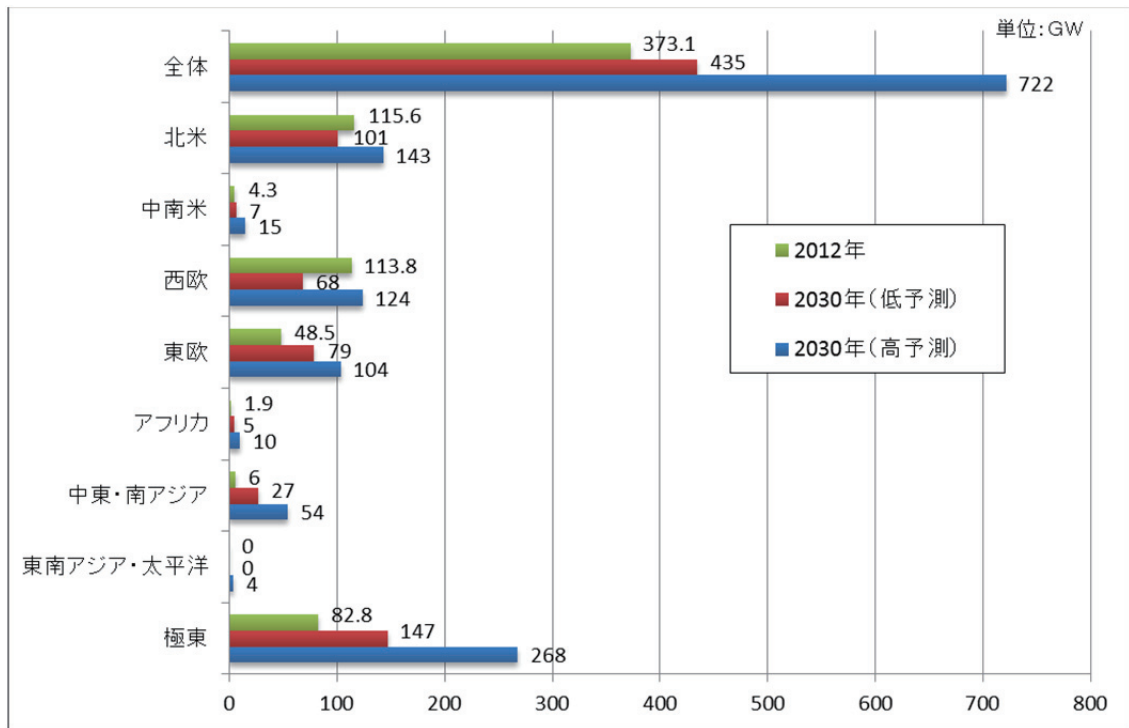
### 3. 世界の原発需要と中東（UAE、トルコ）のエネルギー事情

世界のエネルギー需要は増加傾向にあり、国際エネルギー機関（IEA）の「世界エネルギー・アウトック2013」によれば、2011年から2035年のエネルギー需要の増加率は33.0%との見通しが示されている<sup>14</sup>。このうち、中東地域の増加率は64.2%として、アジア地域に次ぐ増加率となっている<sup>15</sup>。

IEAによれば、2030年までに、世界の原子力発電所の設備容量は2012年実績から16.6%（低予測）～93.5%（高予測）増加するとの予測が示されており、実際に2012年の373.1GWから2030年には435GW（低予測）～722GW（高予測）に拡大するとされる<sup>16</sup>。特に東アジア、東欧、中東・南アジア等で大きな伸びが予測されており、中東・南アジア地域においては、2012年の原子力発電所設備容量6GWから、2030年には27GW～54GWへの伸びが予測されている（図表2を参照）。

UAEは世界的な産油国であるが、近年の経済発展に伴い、エネルギー需要が増加すると予測されている。UAE政府は2008年4月、包括的な原子力エネルギー政策を発表し<sup>17</sup>、その中でUAEの電力需要は、2007年から年率約9%で増加し、2020年までに約40GWに増加すると予測した。このうち、エネルギー供給構成について、天然ガスで50%超、再生可能エネルギーで6～7%、原子力発電で約25%を賄うことを目指している<sup>18</sup>。

図表2 世界の原子力発電所の設備容量の見通し



(出所) IAEA “Energy, Electricity and Nuclear Power Estimates for the Period up to 2050,”  
2013 Edition から著者作成

トルコは、年平均実質GDPの成長率が6%で、近年、順調に経済発展を続けており、建国100周年を迎える2023年までに経済規模で世界10位に入る目標を掲げた「2023年ビジョン」を進めている<sup>19</sup>。そのために電力需要も239TWhから500TWhに増加すると予測している。しかし、トルコのエネルギー自給率は27%に過ぎず、天然ガスの98%、石油の92%、石炭の30%を輸入に頼っている。トルコは経常赤字を抱えているが、エルドアン首相は2014年1月に訪日した際に、経常赤字の拡大は天然ガスと石油を輸入していることが原因であると説明した<sup>20</sup>。このためトルコは、2023年のエネルギー供給構成について、約10%を原子力で賄うことを目指している。

#### 4. 日・UAE原子力協定の成立経緯<sup>21</sup>と主な内容

UAEは、原子力発電所の初号機の運転を2017年までに開始する計画で2008年に原子力発電所4基の入札を行った。韓国電力公社グループ、アレバ社グループ(仏)、日立-GE社(日米)の3社が提案を行ったが、審査の結果、2009年12月、UAE政府は韓国電力公社グループの提案に優先交渉権を与えることを決定した。その後、2010年4月、原子力発電所建設サイトとして、ペルシャ湾岸のバラカ地域の敷地が選定され、2011年3月に基礎工事が開始された。韓国電力公社は2012年7月に1号機を、2013年5月に2号機の建設を開始し、今後、3号機、4号機までの建設が予定されている。

さらに、この4基以外にもUAEにおいては12基の原発建設計画があるとされ、日本

企業も関心を有しているとされる。日・UAE両政府は、2009年3月から原子力協定締結に向けて協議を開始し、2013年5月2日、ドバイにおいて安倍総理出席の下、協定の署名が行われた。

日・UAE原子力協定においては、核物質等の平和的利用、IAEA保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の適用、核物質等の管轄外（第三国）への再移転の規制等が規定されている。

なお、日・UAE原子力協定は、過去に日本が締結したベトナム及びヨルダンとの原子力協定とほぼ同様の内容となっており、協定に基づいて移転された核物質について、UAEの管轄内において濃縮・再処理が禁止され（第9条）、また、濃縮・再処理技術等は移転されないことと規定されている（第2条3）。

## 5. 日・トルコ原子力協定の成立経緯と主な内容

トルコにおける原子力開発計画は1968年から始まったが、資金や立地の問題が解決できず、何度となく頓挫した。また、1999年には約1万7千人の死者が出たトルコ北西部地震が発生するなど、国内外から原子力発電所の建設に反対の声があがった。トルコ政府は、2006年に再び原子力開発を正式決定し、2010年5月、ロシアがアックユにおける4基の原発建設を受注することで合意に至った。

さらに、トルコ政府は黒海沿岸のシノップに原子力発電所を建設する計画を進め、この計画には、東芝・東京電力も受注を目指したが、2011年3月の福島第一原発事故によって東京電力の対応が不可能となった。その後、このシノップ・サイトの受注をめぐることは、2012年に中国がトルコと交渉を開始したが、フランス企業と日本企業とが連合し（仏アレバ社と三菱重工業の共同開発）、日本も働きかけを強めた。2013年5月3日、トルコを訪問した安倍総理は、エルドアン首相と会談し、トルコ側が日本に排他的交渉権を与えるとした共同宣言に署名した。同年10月、安倍総理が同国を再び訪問する中、10月29日には日仏連合がシノップの原発4基の建設を受注することでトルコ政府と大枠合意した。なお、トルコ政府は、更に原発建設計画を進める方針であるとされる。

上述したとおり、トルコと日本との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、日・トルコ両政府は、2011年1月に原子力協定の締結に向けた交渉を開始し、2013年4月26日に日本側の、同年5月3日にトルコ側の協定の署名が行われた。

日・トルコ原子力協定は、核物質等の平和的利用、IAEA保障措置の適用、原子力安全関連条約（放射性廃棄物等安全条約についてはトルコが締結した時から適合）に基づく措置の実施、核物質防護措置の適用、核物質等の管轄外（第三国）への再移転の規制等が規定されている。

日・トルコ原子力協定においては、濃縮・再処理の規制について、トルコ側の事情やトルコの原子力政策等も踏まえ、両政府間の交渉の結果、「両国政府が書面により合意する場合に限り、トルコの管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる（第8条）」と規定することで合意された。この規定ぶりは、日本が締結したベトナム及びヨルダンとの

原子力協定、また、上述したUAEとの原子力協定において、「濃縮又は再処理されない」と規定されていた点と異なる。ただし、日本政府は、協定の対象となる核物質のトルコ国内における濃縮・再処理を認めるつもりはなく、この考えは本協定の交渉の過程においてトルコ側に伝達してきていると国会で答弁している<sup>22</sup>。

また、濃縮・再処理技術等の相手国への移転の規制については、トルコ側の要請により、「協定の改正が行われた場合に限り、移転することができる（第2条3）」との規定ぶりとなった。

なお、日本は原子力協定の締結に際し、原子力の安全に留意しながら協定の交渉を進めている。トルコが地震国であるなどの事情にも鑑み、「両国政府は、原子力事故に係る準備及び対応を含む原子力の安全を向上させるため、定期的に両国政府間で協議を行うことができる（第5条4）」とする条項が特に規定されている。

## おわりに

既に本文でも言及したように、人口増加や拡大するエネルギー需要に対応するため、世界各国が原子力発電を拡大・導入する傾向が続いており、今後の再生可能エネルギーの推進やガス価格低下の動向にもよるが、福島第一原発事故後も国際的な原子力開発の趨勢は、一部の国を除いてとどまる気配を見せていない。

こうした状況下で、第二次安倍内閣においては、福島第一原発事故の経験と教訓を世界と共有し、世界の原子力安全の向上に貢献していくことを責務とし、原子力の国際協力を推進していく姿勢を明確にしている。中国やインドなどの新興国が相次いで原子力発電所の建設を進めようとする中で、原発事故後の国際的な原子力安全の分野で影響力を発揮することは、高い原子力技術を持つ日本に与えられた重要な役割の一つであるとの指摘もある<sup>23</sup>。

原発輸出をめぐる安倍政権の外交を振り返ってみれば、特にトルコとの関係では約1年間で3度の首脳会談を開催して原子力協力を進めるなど、日本の原子力関係企業による原発輸出を後押しすべく、トップセールスを展開していることが報道されている。こうした政府の積極姿勢に対し、国内のエネルギー政策が定まらない中で、原発事故の收拾を優先するよう再考を促す声も聞かれる。

世界の原子力安全の向上に貢献していくことを責務とした我が国の原子力協力については、国際社会からもその動向が注視されている。日本が既に保有する原子力技術をどのように世界の原子力安全の向上につなげていくのか、国会で議論を尽くし、中長期的な視野を持ってその貢献の方法を更に模索していくことも重要であろう。

(てらばやし ゆうすけ)

---

<sup>1</sup> “Energy, Electricity and Nuclear Power Estimates for the Period up to 2050,” 2013 Edition, IAEA, 2013. <[http://www.iaea.org/OurWork/ST/NE/Pess/assets/rds1-33\\_web.pdf](http://www.iaea.org/OurWork/ST/NE/Pess/assets/rds1-33_web.pdf)>



- <sup>2</sup> Statement to Fifty-Seventh Regular Session of IAEA General Conference 2013 by IAEA Director General Yukiya Amano, September 16, 2013. <<http://www.iaea.org/newscenter/statements/2013/amsp2013n18.html>>
- <sup>3</sup> 第185回国会参議院本会議録第3号9頁(平25.10.18)安倍総理答弁
- <sup>4</sup> 原子力供給国グループ(NSG)とそのガイドラインについては、外務省HPを参照。  
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/>>
- <sup>5</sup> NPT第3条により非核兵器国の原子力平和的利用の義務とされている加盟国内の全ての核物質を対象とした保障措置。具体的には、事業者が作成する核物質の計量管理記録の検認を中心とする「計量管理」を基本として、「封じ込め」や「監視」などの手法により管理する。
- <sup>6</sup> 日ユーラトム原子力協定については、宇佐美正行「広がる欧州との原子力協力と国際保障措置」『立法と調査』No.254(2006.4)、日ベトナム原子力協定については、中内康夫「ベトナムとの原子力協定の作成経緯と主な内容」『立法と調査』No.316(2011.5)を参照。
- <sup>7</sup> 福島第一原発事故後1年間の日本の原子力協力の考え方については、拙稿「原子力安全をめぐる国際的な取組と日本の原子力協力」『立法と調査』No.326(2012.3)を参照。
- <sup>8</sup> 「原子力協定締結に関する菅内閣の姿勢に関する質問に対する答弁書」(内閣衆質177第345号、平23.8.5)
- <sup>9</sup> 第179回国会衆議院外務委員会議録第4号(平23.12.2)、参議院外交防衛委員会会議録第6号(平23.12.8)
- <sup>10</sup> 例えば、ジョン・ハムレCSI S I S所長による日本経済新聞への寄稿(2012.9.13)。
- <sup>11</sup> 例えば、「首相自らエネルギー外交：原発輸出に弾み」『読売新聞』(2013.5.3)、「首相 世界で原発輸出行脚」『東京新聞』(2013.6.20)など。
- <sup>12</sup> 「原発輸出継続を確認」『朝日新聞』(2013.1.17)
- <sup>13</sup> 「安倍総理のトップセールスによる原子力発電技術の諸外国への売り込みに関する質問に対する答弁書」(内閣衆質183第71号、平25.5.24)
- <sup>14</sup> “World Energy Outlook 2013,” IEA, November 13, 2013, pp.59-61.
- <sup>15</sup> 同上68~69頁。OECD以外の増加率。
- <sup>16</sup> 前掲注1
- <sup>17</sup> “The Policy of the United Arab Emirates on the Evaluation and Potential Development of Peaceful Nuclear Energy,” The Emirates Nuclear Energy Corporation (ENEC), April, 2008.  
<<http://www.enec.gov.ae/uploads/media/uae-peaceful-nuclear-energy-policy.pdf>>
- <sup>18</sup> “UAE Nuclear Program,” Ministry of Foreign Affairs, United Arab Emirates.  
<[https://www.mofa.gov.ae/mofa\\_english/portal/cdlc53f8-0310-44a6-bea7-6f680723a0de.aspx](https://www.mofa.gov.ae/mofa_english/portal/cdlc53f8-0310-44a6-bea7-6f680723a0de.aspx)>
- <sup>19</sup> Salih Sari, “Current Nuclear Power Situation in Turkey,” IAEA Technical Meeting, March 18-21, 2013.  
<<http://www.iaea.org/NuclearPower/Downloadable/Meetings/2013/2013-03-18-03-21-TM-NPE/22.sari.pdf>>
- <sup>20</sup> “Turkey’s Erdogan: current account-deficit no threat to economy,” Reuters, January 7, 2014.  
<<http://www.reuters.com/article/2014/01/07/us-turkey-economy-idUSBREA0608K20140107>>
- <sup>21</sup> UAEの原子力発電所導入の経緯については、『原子力年鑑』2010~2014年版を参照した。トルコについても同様。
- <sup>22</sup> 第185回国会衆議院外務委員会議録第4号14~15頁(平25.11.8)
- <sup>23</sup> 例えば、アーミテージ・ナイ第3次レポート(2012年8月15日)においては、「原子力発電の安全で正しい発展と活用は、日本の包括的な安全保障の不可欠な要素である」と強調されている。“The Armitage-Nye Report: U.S.-Japan Alliance: Anchoring Stability in Asia,” CSIS, August 15, 2012.  
<[http://csis.org/files/publication/120810\\_Armitage\\_USJapanAlliance\\_Web.pdf](http://csis.org/files/publication/120810_Armitage_USJapanAlliance_Web.pdf)>